

笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準（案）の概要

1. 趣旨

地域の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地方分権一括法）」の公布を受け、介護保険法が改定されました。

これにより、厚生労働省令（介護保険法施行規則）で定められている基準に基づき、市町村が基準を定めることとなるものです。

2. 基準省令との関係

今回の改革による基準の制定は、国から示されている基準省令を基に制定することとされており、内容によって以下の条件が付けられています。

- ① 従うべき基準
法令の基準に従い定める
- ② 参酌すべき基準
法令の基準を参照したうえで、市が独自の判断で基準を定めることが可能

省令※で定める基準の主な内容									
従 う べ き 基 準	【職員・職員数の基準】								
	イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。 (1) 保健師その他これに準ずる者 一人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 一人 (3) 主任介護支援専門員（第四百四条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 一人								
	ロ 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合								
	<table border="1"><thead><tr><th>担当する区域における 第一号被保険者の数</th><th>人員配置基準</th></tr></thead><tbody><tr><td>おおむね 1,000 人未満</td><td>イの (1) から (3) までに掲げる者のうちから 1 人又は 2 人</td></tr><tr><td>おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満</td><td>イの (1) から (3) までに掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする）</td></tr><tr><td>おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤のイの (1) に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤のイの (2) 又は (3) に掲げる者のいずれか 1 人</td></tr></tbody></table>	担当する区域における 第一号被保険者の数	人員配置基準	おおむね 1,000 人未満	イの (1) から (3) までに掲げる者のうちから 1 人又は 2 人	おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	イの (1) から (3) までに掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする）	おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤のイの (1) に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤のイの (2) 又は (3) に掲げる者のいずれか 1 人
	担当する区域における 第一号被保険者の数	人員配置基準							
おおむね 1,000 人未満	イの (1) から (3) までに掲げる者のうちから 1 人又は 2 人								
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	イの (1) から (3) までに掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする）								
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤のイの (1) に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤のイの (2) 又は (3) に掲げる者のいずれか 1 人								

参 酌 す べ き 基 準	<p>【その他の基準】</p> <p>イ 地域包括支援センターは、前号イに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項 に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。</p> <p>ロ 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。</p>
---------------------------------	--

※介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の66

3. 基準の制定に対する基本的な考え方

本市における地域包括支援センターは、厚生労働省令で定められている基準に基づき運営しており、国の基準と異なる内容を定める特段の事情や地域の特殊性は認められないことから、国の基準に従って、基準を定めることとします。

○基準で定める主な事項

第1条から第3条：趣旨、定義及び基本方針

第4条から第5条：職員の員数及び員数の例外

4. 施行予定時期

平成27年4月1日